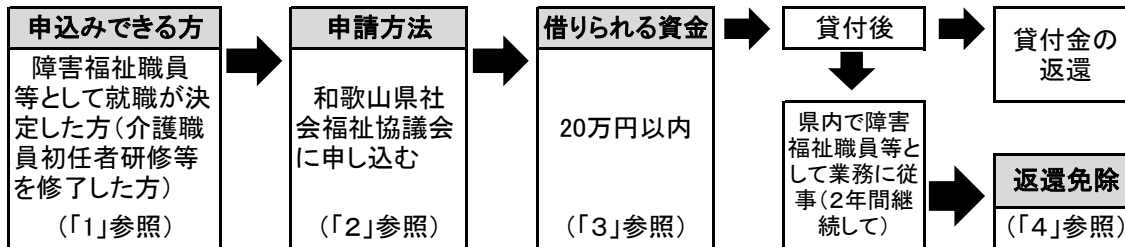


障害福祉分野就職支援金のご案内

— 和歌山県内の施設で2年間継続して従事すると、貸付金の返還は免除です。—



他の業種で働いていた方等が、介護職員初任者研修等を修了し、県内の障害福祉サービスの業務に従事する際の費用を貸し付ける制度です。

和歌山県内の施設・事業所で、2年間継続して障害福祉サービスの業務に従事した場合、返還が免除されます。

1 貸付けの対象となる方

以下の①から③のすべての要件を満たしている方で、他の業種等から障害福祉分野へ就職後、2年間継続して県内の障害福祉施設・事業所で所定の業務に従事する意思のある方

① 以下のいずれかに該当する方 ※1、※2

- 1) 介護職員初任者研修修了者 2) 介護福祉士実務者研修修了者 3) 介護福祉士資格保有者
- 4) 居宅介護職員初任者研修修了者 5) 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者
- 6) 重度訪問介護従業者養成研修修了者 (基礎課程、又は統合課程、若しくは行動障害支援課程のうちいずれかの課程と応用を受講)
- 7) 同行援護従業者養成研修修了者 (一般課程、又は応用課程のいずれかを受講)
- 8) 行動援護従業者養成研修修了者 9) 強度行動障害支援者養成研修修了者 (基礎研修及び実践研修)

② 障害福祉サービスを提供する事業所等に、障害福祉職員等として就職が決定した方

③ 介護人材再就職準備金、介護分野就職支援金、障害福祉分野就職支援金の貸し付けを受けたことがない方

※1 就労と同時に研修を受講し、研修修了後に研修修了証等の写しを提出することで対象となります。

※2 ①の1)、2)、4)～9)の研修は、公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含みます。

2 借入申込手続き

- 1 和歌山県社会福祉協議会のホームページから、様式等をダウンロードしてください。
※ 和歌山県社会福祉協議会に請求していただければ、個別に送付します(裏面の問合せ先を参照)。
- 2 申込書類を、和歌山県社会福祉協議会あて提出してください(就職が決定した施設・事業所の長の推薦が必要です)。
※ 持参または郵送により提出してください。(送付したことが確認できるよう、簡易書留等の利用をお勧めします)
※ 書類等に不備のある場合は、受理できません。

<募集期間> 令和7年4月21日～ (募集人数に達した時点で募集を終了します。)

※ 募集終了は、和歌山県社会福祉協議会のホームページ等でお知らせします。

※ 「今の受付人数は何人か」等のお問合せにはお答えできません。

※ 募集期間開始後、先着順で決定します。(書類不備の場合は受理できません。)

※ 申請期限は、勤務開始後6か月以内までとなります。

3 貸付限度額

200,000円 以内 (一回限り) 【利用用途】

※ 子どもの預け先を探す際の活動費、研修会受講料や図書費、転居に伴う費用、通勤用の自転車・バイクの購入費、介護ウェアなどの業務用被服費用等

4 返還免除

- (1) 和歌山県内の障害福祉サービスを提供する事業所もしくは施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、基幹相談支援センター及び身体障害者社会参加支援施設で障害福祉職員として業務に2年間継続して従事した場合、返還は免除されます。

- ※ 「2年間」は、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務従事期間が360日以上とします。
- ※ 対象業務への従事期間は継続している必要があります。
退職等により、対象業務に従事できない期間が生じる場合は、退職前に必ずご相談ください。

- (2) 上記4の(1)の要件に該当しない場合は、貸付金を返還していただきます。

◆ 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 和歌山県内で、障害福祉職員として、2年間継続して業務に従事しなかったとき
- ③ 和歌山県内において障害福祉職員として業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 障害福祉サービス業務外の事由により死亡し、または心身の故障により和歌山県内において障害福祉サービス業務に従事できなくなったとき

5 その他、条件等

貸付利子は、無利子です。 ※ ただし、返還計画より遅れると延滞利子(年3%)がかかります。

借入申込みにあたり、連帯保証人が必要です(要件等は次のとおり)。

- ・ 借入申込者の就労継続を支援する熱意を有すること
- ・ 個人が連帯保証人となる場合、日本国籍を有する者または永住者であること、かつ独立の生計を営み、返還債務を負担することができる資力を有すること。
- ・ 借入申込者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者または未成年後見人)であること。
- ・ 要件を満たさないと本会が判断した場合、別途、連帯保証人を求める場合があります。

6 借入申込みに必要な書類

申込者	1	借入申込書(様式1-6)	※法人が連帯保証人となる場合、様式1-6-②
	2	同意書(様式2)	
	3	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要、3か月以内に発行されたもの)※1	
	4	研修の修了を証する書類(初任者研修修了証等) もしくは、研修受講予定証明書(様式5-3)	
	5	勤務する施設等の長の推薦書(様式3-5)	
連帯保証人		(個人が連帯保証人となる場合)	(法人が連帯保証人となる場合)
	6	同意書(様式2)	同意書(様式2-②)
	7	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要、3か月以内に発行されたもの)※1	登記事項証明書 (3か月以内に発行されたもの)
	8	所得証明書(3か月以内に発行されたもの)	直近2か年の決算書(貸借対照表、収支決算書)の写し

※1 外国籍の方は、在留資格、期間及び満了日が記載された住民票を提出してください。

※ これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆ 問合せ・申込み先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活資金班 TEL 073-435-5223
〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階
受付時間 : 月曜日から金曜日(土・日・祝日を除く) 9時から17時
ホームページ <https://www.wakayama-wel.jp/>